

神奈川県救急病院等認定実施要領

第1条（趣旨）

救急病院又は救急診療所の認定は、「救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号、以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2条（協力の申出）

省令第1条に定める救急業務に関する協力の申出は、第1号様式により、当該病院又は診療所の所在地を所管する保健所長を経由して行うものとする。

- 2 保健所長は申出があった場合、第2号様式により地区医師会長、所管の消防署長及び警察署長（以下、関係機関という。）の意見を聴取したうえ、第3号様式により認定に関する意見を添付して、知事に進達するものとする。
- 3 前項において、関係機関から改善を望む意見を聴取した場合、保健所長は、聴取した意見を当該病院又は診療所に伝達し、改善を促すものとする。その結果を第3号様式に記載のうえ、次項において当該病院又は診療所から提出された文書を添付して知事に進達するものとする。
- 4 前項において、関係機関の意見を保健所長から伝達された当該病院又は診療所は、改善のための対応策を文書で保健所長に回答するものとする。

第3条（認定手続）

救急病院又は救急診療所の認定について審議するため、救急医療機関認定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、別表1の職にある者をもって構成し、保健医療部長が会長となる。
- 3 審議会は、過半数の委員の出席により成立し、出席者の過半数の賛成により認定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合ほか会長が認めるときには、持ち回りにより審議することができる。持ち回り審議においては、委員の過半数の賛成により議決する。
- 5 審議会の事務局は医療課におく。

第4条（更新の申出）

前条による認定から、3年を経過した日から以後も救急業務の継続を希望する病院又は診療所は、改めて第2条による申出をするものとする。

- 2 救急業務に関する協力の申出の内容に変更のあった場合には、遅滞なく、改めて第2条による申出をするものとする。

ただし、施設の名称変更及び軽易な改築、管理者の変更等については、第1号様式の2により申出するものとする。

第5条（認定手続等の特例）

第3条の規定にかかわらず、前条の申出のうち、別表2にかかげるものの認定は、会長が専決できるものとする。

第6条（撤回の申出）

救急業務に関する協力の申出の撤回は、第4号様式により当該病院又は診療所の所在地を所管する保健所長を経由して知事に対して行うものとする。

第7条（雑 則）

この要領に定めるもののほか、認定手続に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この実施要領は、平成4年3月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 1

審議会委員

保健医療部長

医療課長

消防保安課長

警察本部通信指令課長

県医師会長

県医師会理事（救急担当）

県病院協会長

別 表 2

会長専決事項

- 1 要領第4条第1項による更新の申出のうち、前回と救急体制に変更がない場合。
- 2 要領第4条第2項による申出のうち、開設者が個人から法人に変更するが、他の救急体制に変更がない場合。
- 3 要領第4条第2項のただし書きによる申出